

令和8年度

第2回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和8年8月10日（月曜日） 14時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	非農地通知について

出席委員（16名）

1 番 湯川 徳弘
2 番 中原 光
3 番 笠野 喜久雄
4 番 遠藤 富士雄
5 番 西川 均
6 番 森 博克
8 番 貴志 年伸
9 番 山本 茂樹
10 番 小方 保寛
11 番 高倉 理行
12 番 岩橋 章博
13 番 吉中 雅三

15 番 藪 利昭
16 番 鳥崎 寛司
17 番 曾根 光彦
19 番 丸山 勝

欠席委員（3名）

7 番 村田 那由他
14 番 園内 浩樹
18 番 井口 健

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

技術主査 田中 久美子

主 任 田伏 諒

主 任 清瀧 篤樹

14時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、始めさせていただきますが、総会中は、携帯電話の電源をお切りいただくかマナーモードに設定いただきますようご協力よろしくお願いします。

それでは、丸山会長よろしく申し上げます。

◆会長（丸山 勝） 総会に先立ちましてご報告させていただきます。

本総会から、開始時間を13時から14時に変更させていただいております。

こちらは、和歌山市農業委員会会議規則第3条の規定に、『会長は、会議の日時、場所、議案、その他必要な事項を定め、これをすべての委員に通知するとともに市の例により公告しなければならない』とあり、これに従い、委員の皆様への通知及び公告をさせていただきます。

それでは、ただいまより、第2回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る7月28日、西川委員、貴志委員、藪委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願いします。

なお、村田委員、園内委員、井口委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

農業委員会会議規則第17条第2項に規

定する議事録署名委員は、笠野委員、遠藤委員にお願いします。

また、新任委員さんもありますので、確認しておきますが、農業委員会等に関する法律第33条の規定により、『会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。』とあり、皆様の総会内の発言につきましては、申請者等の個人情報を除いて和歌山市ホームページ上に公表することとなっていますので、よろしくお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、7件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 4は住所が・・・ですが既に転用済です。

No. 5は・・・ですが共有者が耕作するとのことです。

以上です。

◆会長（丸山 勝） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。

7月9日付、7月21日付、7月29日付で受理通知書を発行しています。

以上です。

◆会長（丸山 勝） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で11件ありました。

7月9日付、7月21日付、7月29日付で受理通知書を発行しています。

なお、No. 1及びNo. 2は、使用貸借権の設定となります。

以上です。

◆会長（丸山 勝） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画について、説明いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の計画で、新規の計画が5件ありました。

なおNo. 2については、P9の議案第1号遊休農地の証明願についてのNo. 1と関連です。

また、借人の耕作地には荒廃農地がないことを確認しております。

以上です。

◆会長（丸山 勝） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が1件ありました。

対象農地の面積は、田のみで1,034㎡です。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なおNo. 1については、P7の報告事項 農用地利用集積等促進計画についてのNo. 2と関連しております。

以上です。

◆会長（丸山 勝） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第1号に対する意見は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が12件ございました。

№1 平成15年頃から住宅敷地として利用している。

№2 昭和30年頃から住宅敷地として利用している。

№3 昭和52年から住宅敷地として利用している。

№4 20年以上前から住宅敷地として利用している。

№5 昭和45年から農業用倉庫として利用している。

№6 昭和50年頃から住宅敷地として利用している。

№7 昭和30年以前から住宅敷地として利用している。

№8 約50年以上前から住宅敷地として利用している。

№9 約50年前から倉庫として利用している。

№10 平成5年頃から農業用倉庫として利用している。

№11 平成16年以前から住宅敷地として利用している。

№12 20年以上前から山林となっている。

これらは、非農地証明の交付条件(4)もしくは(5)の土地であり、(7)から(9)の条件を満たしていると思われます。以上です。

◆会長(丸山 勝) 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号を可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、№1は、新規耕作で耕運機、草刈機等を所有し蔬菜を栽培予定です。

№3は、新規耕作で草刈機、噴霧器等を所有し蔬菜を栽培予定です。

№6は、市街化区域の農地です。

№7は、新規耕作で農家である父親から農機具を借り蔬菜を栽培予定です。

また、№7については現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長(丸山 勝) №7について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、藪委員さん報告願います。

◆15番 (藪 利昭) 去る7月28日火曜日に貴志委員、西川委員、事務局と共に、現地調査及び譲受人より事情聴取を実施致しました。

譲受人は、・・・です。

経営する・・・の食事に自身が栽培する野菜を提供したいと考えていたところ、実家に近接する当該申請地であれば、農作業の利便性が良いことから、購入に至りました。また、生活拠点も実家の近くに移す予定とのことです。

自身は・・・ですが、・・・は従業員に任せることができ、農作業に充てる時間は十分確保できるとのことです。

申請地は、現状長年耕作されていない休耕地ですが、土を入れるなどして畑作に適した農地に改良していくとのこと。

農業技術の習得については、幼少期に祖父母の農作業を手伝った経験から農業には慣れ親しんでおり、また、10年ほど前から実家の農作業の手伝いをしております。また、農機具については、農業者である父親から農機具一式を借りることができるとのこと。

以上のことから、問題はないものと思われませんが、各委員の慎重な審議をお願い致します。

◆会長（丸山 勝） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆12番（岩橋 章博） No. 5で・・・が1,000㎡程売ることですが利用集積の設定で同じ・・・で1,000㎡を借りるとなっていますが、これは何か理由があるのですか。

◆清瀧主任 番外・・・がこの農地を手に入れた経緯がございまして、元々地主より農地をすべて一括して購入して欲しいと

いう事で今回の農地を含めて約14,000㎡程をまとめて購入したものです。

実際に・・・が業務として使いたい面積は半分ぐらいであり、残りの部分については転用して売却してはいけませんが3条許可で新たな耕作者に農地として売却するには問題ないという事で今回申請に至ったものです。

◆12番（岩橋 章博） 今の説明では一気に全体を買って残りは放っておいたということですか。

◆清瀧主任 番外 当該農地については放置しておりませんでした。

・・・の主な作物はニンニクを栽培しておりますが、この農地については水稻を栽培しておりました。

ただ・・・としてはニンニク栽培を進めていきたい為、今回の申請に至ったものです。

◆12番（岩橋 章博） 農地法3条で農地を取得して水田がニンニク畑に使いにくいという事で置いていたという事と思いますが、耕作を行うと誓約しておりますがこれについては問題ありませんか。

◆清瀧主任 番外 休耕地として置いていたのではなく水稻を栽培しておりました。

◆12番（岩橋 章博） わかりました。

◆会長（丸山 勝） ほかにご質問ありませんか。

◆16番（鳥崎 寛司） No. 4の外国人の方ですが、草刈や水引きの作業で近隣の農家と協力しないといったトラブルを聞きますがこういった事は大丈夫でしょうか、事情を聞き取っていますか。

◆藤田副課長 番外 地域調和要件というのがありまして、3条許可の際、地元の水

利の協力や農薬の使用基準など地域の取り決めに従いますかという項目があり、それをチェックしています。

◆16番（鳥崎 寛司） 実際に聞取りしたわけではなく、書類の項目をチェックしたということですか。

◆藤田副課長 番外 新規就農で1,000㎡以上については事情聴取で聞き取り調査を行っています。

既存の農家については耕作状況を確認しております。

◆会長（丸山 勝） それでよろしいですか。

ほかに何かございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。

申請人は、近隣に居住する個人です。

・・・までの移動手段として自動車を利用している住民が多く、・・・でのイベント開催時や・・・での行事の際、既存の駐車場だけでは不足することから、・・・から近く利便性の良い当該申請地を貸露天駐車場へ転用申請するものです。

この案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

以上です。

◆会長（丸山 勝） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号を可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

小学校やスーパー等が近く住環境に適していることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 2 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあたるため、第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請人は、申請地北側に近接する・・・です。

・・・や隣接する自治会館のための駐車

場確保に苦慮していたことから、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む個人です。

・・・を営む法人が・・・を保管しておく置場を探していたこと、地元住民が駐車場確保に苦慮していたこと、・・・を営む申請人が・・・の置場を探していたことから、当該申請地を貸露天資材置場、貸露天駐車場として転用申請するものです。

なお、転用完了後、・・・に資材置場として賃貸借、地元住民に駐車場として賃貸借し、・・・が資材置場として活用します。

No. 4については本日付けで取り下げ願いの提出があったので取り下げします。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 2、No. 3につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、No. 3については、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（丸山 勝） No. 3について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、貴志委員さん報告願います。

◆8番（貴志 年伸） 議案第5号No. 3について報告します。

去る7月28日に藪委員及び西川委員と

事務局と共に、現地調査及び事情聴取を実施致しました。

本申請は農地法第5条1項の規定による許可申請です。

事情聴取には・・・が出席されました。

この土地は・・・で、・・・が・・・を販売するため、一時保管しておく仮置き場として利用し、残りを賃貸の建築資材置場と近隣の方への月極駐車場です。

排水は南側の水路に流すとのことで地元水利組合が了承しています。

以上のことから、特に問題はないものと思われますが、皆様の慎重な審議の程よろしくお願い致します。

この申請については皆様ご存じのとおり2回目であります。

◆会長（丸山 勝） ありがとうございます。

議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号はNo. 4以外について可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

東山東地区黒岩、黒谷で（23件、54筆）を且来推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象

であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書1件の提出がありました。

面積はすべて畑で1筆、105㎡です。

議案書番号1について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（丸山 勝） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

ほかにごございませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第2回総会を閉会いたします。

14時45分 閉会